

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令 参照条文 目次

- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】 1
- 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）（抄） 2
- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）（抄） 4
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄） 8
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）（抄） 9
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄） 11
- 平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）（抄） 47



○ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】

## 附 則

第九十八条 更新組合員等であつた者で七十歳以上のものが受ける退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち次の各号に掲げる期間があるものに係る従前額保障の規定の適用がある場合における従前額保障の規定による年金の額は、当該年金の額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に附則別表第六の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率（以下「給料年額改定率」という。）を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額（その加えて得た金額が給料年額の百分の六十八・〇七五（当該年金が障害年金であるときは、給料年額の百分の九十七・二五）に相当する金額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に当該政令で定める率を乗じて得た額を加えて得た金額を超えるときは、その金額）とする。

一 旧施行法第七条第一項第一号の期間で十七年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき退職年金条例の給料年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第二十九号に規定する退職年金条例の給料年額をいう。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）に相当する金額（当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額。次号において同じ。）

二 旧施行法第七条第一項第二号から第五号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき共済法の給料年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第三十二号に規定する共済法の給料年額をいう。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）に相当する金額

2 前項の規定は、更新組合員等であつた者に係る遺族年金の受給権者が、七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該遺族年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち前項各号に掲げる期間があるものに係る当該遺族年金の額について準用する。この場合においては、同項第一号中「十七年」とあるのは「二十年」と、「当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額」とあるのは「当該年金が公務によらない遺族年金であるときは、その金額の二分の一に相当する金額」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する第一項の規定を適用するものとする。

4 第一項に規定する給料年額改定率は、新共済法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

○ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）（抄）

## 附 則

### （用語の定義）

第二条 この条から附則第二百五条（第七号に掲げる用語にあつては、附則第二百二十条）までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新共済法 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう。
- 二 旧共済法 第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 三 新施行法 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。
- 四 旧施行法 第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。
- 五 給料、平均給料月額、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員 それぞれ新共済法第二条第一項第五号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条の規定による改正前の新共済法第四十四条第二項、新共済法第百条、第百四十四条の三第一項若しくは第三項又は附則第二十八条の四第一項に規定する給料、平均給料月額、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員をいう。
- 六 団体組合員期間 旧共済法第百四十四条の三第四項に規定する団体組合員期間をいう。
- 七 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金 それぞれ旧共済法（第十一章を除く。以下この号において同じ。）の規定による退職年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による退職年金とみなされたものを含む。）、減額退職年金、通算退職年金、障害年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による障害年金とみなされたものを含む。）、遺族年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による遺族年金とみなされたものを含む。）又は通算遺族年金をいう。
- 八 物価指数 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。

九 退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金 それぞれ新共済法の規定による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金をいう。

十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号。以下附則第二百五条までにおいて「新国民年金法」という。）の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

○ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）（抄）

附 則

（旧退職年金に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるもののほか、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じたこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧法」という。）第六十一条第一項に規定する退職年金（以下「旧退職年金」という。）については、なお従前の例による。

（旧公務傷病年金に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十二条第一項に規定する公務傷病年金（以下「旧公務傷病年金」という。）については、なお従前の例による。

（旧遺族年金に関する経過措置）

第九条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十三条第一項に規定する遺族年金（以下「旧遺族年金」という。）については、なお従前の例による。

（特例退職年金）

第十二条 特例退職年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者（この法律の施行の際現に地方議会議員でない者であつて、旧法第五十九条の二第一項の規定を適用したとしたならば施行日の前後の地方議会議員であつた在職期間が引き続きいたものとみなされることとなるものを含む。以下同じ。）であつて施行日の前日において退職したとしたならば旧退職年金に関する規定により旧退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときに、その者に給するものとする。

- 2 別段の定めがあるもののほか、特例退職年金については、旧退職年金に関する規定（附則第七条の規定を除く。）の例による。

（特例公務傷病年金）

第十七条 特例公務傷病年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が、旧共済会（旧法第五百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会をいう。以下同じ。）を組織する地方議会議員であった間における施行日前の公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退職したときに、その者に給するものとする。この法律の施行の際現に地方議会議員である者又は施行日前に退職した地方議会議員が、施行日以後において、当該旧共済会を組織する地方議会議員であった間における施行日前の公務に基づく傷病により、退職後三年以内に重度障害の状態となったときも、同様とする。

- 2 別段の定めがあるもののほか、特例公務傷病年金については、旧公務傷病年金に関する規定の例による。

- 3 附則第十三条の規定は、特例公務傷病年金の年額の算定について準用する。

（特例遺族年金）

第十八条 特例遺族年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特例退職年金又は特例公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金又は特例公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、同様とする。

- 2 別段の定めがあるもののほか、特例遺族年金については、旧遺族年金に関する規定の例による。

- 3 特例遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

- 一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで在職中死亡した場合（第三号に規定する場合を除く。）においては、次のイ又はロに掲げるその者の死亡の時期の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

- イ 施行日から平成二十三年八月三十一日までの間 その者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により旧退職年金を受け

るものとした場合における当該旧退職年金の年額

ロ 平成二十三年九月一日以後 その者に給すべき特例退職年金の年額

二 旧退職年金又は特例退職年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（前号に規定する場合を除く。）においては、次のイ又はロに掲げるその者の死亡の時期の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 施行日から平成二十三年八月三十一日までの間 その者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により旧退職年金を受けらるものとした場合における当該旧退職年金の年額

ロ 平成二十三年九月一日以後 当該旧退職年金の年額又は当該特例退職年金の年額

三 旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで死亡した場合には、在職期間十二年未満の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により在職十二年の者として旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（同条の規定を除く。）により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 この法律の施行の際現に地方議会議員である者が施行日前の公務に基づく傷病により在職中死亡した場合は旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金若しくは特例公務傷病年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病により死亡した場合には、在職期間十二年未満の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により在職十二年の者として旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（同条の規定を除く。）により旧退職年金を受けらるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

4 附則第十三条の規定は、特例遺族年金の年額の算定について準用する。

（年金額の改定）

第二十一条 旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額は、物価変動率を参酌し、

地方議会議員であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとすれば受けることとなる議員報酬額（地方自治法第二百三条第一項に規定する議員報酬の額をいう。）に係る附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄）

（改正前地共済法による給付等）

第六十一条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び第四項並びに附則第五十五条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、組合が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第七十九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百十一号）（抄）

附 則

（平成二十九年における年金額の改定）

第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る平成二十九年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち平成二十八年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額は、平成二十八年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後に於ける廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定により

なお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第四十条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）に四・八〇三を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第八十三号）第二条による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額（同条による改正前のこの項の規定の適用を受けたものに限る。）又は特例退職年金、特例公務傷病年金のうち平成二十六年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

4 改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金に係る第一項の規定の適用については、同項中「改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額」とあるのは「改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前の共済法」という。）第六十一条第二項に規定する標準報酬年額（改正前の共済法第六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額」と、「旧法第十一章又は」とあるのは「改正前の共済法第十一章又は」とする。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）

（施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え）  
 第十四条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済法及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>なお効力を有する改正前地共済法第二条第三項</p>	<p>第八十四条第二項に規定する障害等級</p>	<p>障害等級（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項</p>	<p>別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率</p>	<p>改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十六条の見出し</p>	<p>同順位者</p>	<p>遺族</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十六条</p>	<p>前条 受けるべき遺族に同順位者</p>	<p>第九十九条第一項 受けることができる遺族</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十七条第</p>	<p>あるときは、前二条の規定に準じて、これを</p>	<p>あるときは、</p>

<p>一項</p>	<p>遺族（弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する</p>	<p>配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第九十九条第一項</p>	<p>の障害の程度が減退した 請求</p>	<p>について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めると請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として総務省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の第二項</p>	<p>減退し、又は増進した後における障害の程度 第四十五条 受けるべき に同順位者が二人</p>	<p>前条第一項 受けることができる が二人</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二の第二項</p>	<p>第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するもの）とされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措</p>

		置政令」という。）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替後のものとする。以下同じ。）第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済法第七十七条の四第一項	前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組合員等期間に係るものに限る。以下同じ。）の改定又は決定が行われた
	対象期間に係る組合員期間	対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。以下この条において同じ。）に係る旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）
	地方公共団体の長	平成二十四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）前の地方公共団体の長
	対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額	改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額及び改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額
なお効力を有する改正前地共済法第七十七条の四第二項	離婚特例適用請求 前条第一項及び第二項の規定により当該 組合員期間 地方公共団体の長 離婚特例が適用された	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求 当該 旧地共済施行日前期間 施行日前の地方公共団体の長 標準報酬月額及び標準賞与額が改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された

<p>なお効力を有する改正前地共済</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済 法第七百七条の五 の表第八十一条 第二項第一号の 項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済 法第七百七条の五</p>	<p>対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額 離婚特例適用請求 同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（ 第七百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された この法律 第八十一条第二項 第一号 当該各月以前の 第七百七条の三第二項の規定の適用がなかつたものとした場合の当該各月 以前の 前条第二項 特定離婚特例が適</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた</p>	<p>この法律及び適用する改正後厚生年金保険法の標準賞与額 の標準賞与額 （第七十八条の六第二項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p>	<p>改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額及び改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求 改正後厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（旧地共済施行日前期間に係るものに限る。）</p>
-----------------------	--	------------------------------------	---	--	---	--	--

法第七百七条の八 第一項	用された 特定期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに特定離婚特例適用額	改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額並びに改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額
なお効力を有する改正前地共済法第七百七条の八第二項	前条第一項 前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された	当該標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた
なお効力を有する改正前地共済法第七百七条の九	第七百七条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された この法律	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された この法律及び適用する改正後厚生年金保険法
なお効力を有する改正前地共済法第七百七条の九の表第八十条第一項の項	第七百七条の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（ 第八十一条第二項第一号	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項
なお効力を有する改正前地共済法第七百七条の九の表第八十一条	当該各月以前の 第七百七条の七第三	の標準賞与額 の標準賞与額（第七十八条の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定

第二項第一号の項	項の規定の適用がなかつたものとした場合の当該各月以前の	された標準賞与額を除く。）
なお効力を有する改正前地共済法第百四十四条の二十五の二	第八十一条第七項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。） 第八十一条第七項に	適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項（改正後厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）
なお効力を有する改正前地共済法第百四十四条の二十六第一項	五十円 百円	五十銭 一円
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の二第三項及び第二十条の第三第二項	及び第三項	及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済法附則第二十条の三第四項	組合員期間 改定する	平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間 改定する。この場合において、同項各号中「組合員期間」とあるのは、「旧地共済施行日前期間」とする
なお効力を有す	第七十九条第二項	第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項

<p>る改正前地共済 法附則第二十条 の第三項</p>	<p>及び第三項 第三項の「 適用する改正後厚生年金保険法（第九十九条の二の二第二項に規定する適用する改正後厚生年金保険法をいう。）第四十三条第三項の」</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の第二項</p>	<p>当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間 旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の第二項</p>	<p>六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間 旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の第三項</p>	<p>組合員期間 旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十四条の第三項</p>	<p>第七十九条第三項 組合員期間の月数 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 旧地共済施行日前期間の月数</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の第二項、第三項及び第六項並びに第二十五条の四第三項</p>	<p>及び第三項の規定 及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定</p>

<p>及び第六項 なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の六第一項、第三項及び第四項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の六第六項</p>	<p>第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の六第五項</p>	<p>第七十九条第三項 組合員期間</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに第二十六条第六項</p>	<p>及び第三項の規定</p>	<p>及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十六条の二第二項第二号</p>	<p>第八十一条第一項 及び第二項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第十一条又は第十一条の二</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第一項</p>	<p>第四十四条の二から第四十四条の五まで</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項</p>	<p>第四十四条の二（第四十四条の三から第四十四条の五まで）</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第三項</p>	<p>第四十四条の三（第四十四条の五）</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第四項</p>	<p>第四十四条の四（第四十四条の五）</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第五項</p>	<p>第四十四条の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済</p>	<p>第七十七条の三第一項及び第二項の規</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定又は決定された者</p>

<p>法附則第二十八 条の十二の三</p>	<p>定により離婚特例 が適用された者 、特定期間」</p>	<p>、改定又は」</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の四</p>	<p>特定期間に係る 並びに特定期間</p>	<p>特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に 係る 並びに改定又は</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の五</p>	<p>第七十七条の七第二 項及び第三項の規 定により特定離婚 特例が適用された 者</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が 改定され、又は決定が行われた者</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の六</p>	<p>被扶養配偶者みな し組合員期間 特定期間</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（第七十七条の四第 一項に規定する旧地共済施行日前期間に係るものに限る。） 特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。）</p>
<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十年地共済改正 法附則第二条第 一号</p>	<p>第七十七条の七第二 項及び第三項の規 定による特定離婚 特例の適用 第一条の規定によ る改正後の地方公 務員等共済組合法 をいう</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力 を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をい い、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等 共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部 を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令 （平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の 規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする</p>
<p>なお効力を有す</p>	<p>第二条の規定によ</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十</p>

<p>る改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第三号</p>	<p>る改正後</p>	<p>四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五条第二項</p>	<p>新共済法第八十四条第二項</p>	<p>改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第四十七条第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第六条第二項</p>	<p>新共済法第八十四条第二項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第四十七条第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十四条第二項</p>	<p>新共済法第八十一条第七項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十六条第六項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条の二第二項</p>	<p>新共済法第八十一条第二項及び第八十二条第一項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項</p>
<p>部分並びに地方公</p>	<p>新共済法第八十一条第二項中「相当する部分に」とあるのは「相当する部分並びに地方公</p>	<p>同項</p>

<p>加算される金額並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律</p>	<p>務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する部分に」と、「加算される金額を」とあるのは「加算される金額並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額を」と、新共済法第八十二条第一項</p>
<p>並びに第八十条の二第四項に規定する加算額</p> <p>、第八十条の二第四項に規定する加算額並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く</p> <p>。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則</p>	

	<p>(昭和六十年法律第百八号)附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」とする</p>	<p>第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額(以下「経過的加算額」という。)」と、「加算額を除く。)」とあるのは「加算額及び経過的加算額を除く。)」とする</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十二</p>	<p>新共済法第八十二条</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十五条第一項</p>	<p>新共済法第八十四条第二項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第四十七条第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十七条</p>	<p>特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第九十三条の規定による支給の停止の特例</p>	<p>特例</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十条第五項</p>	<p>地方公務員等共済組合法第九十九条の四第三項に対する</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第六十六条第二項</p> <p>に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法による</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十五条</p>	<p>新共済法第百五十五条 第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十五条</p>	<p>同条から新共済法</p>	<p>新共済法第百七条の四から</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八条第四項</p>	<p>新共済法第四十四条の二から第四十条の五まで 再評価率</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで 改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第百五条第一項</p>	<p>前条</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第四十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条又は平成二十七年経過措置政令第四十七条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法（平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。第百七条第一項において同じ。）附則第二十一条</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第百七条第一項</p>	<p>前条において準用する附則第百四条</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第四十七条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条又は平成二十七年経過措置政令第四十七条第五項において読み替えて準用する同条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第百九条</p>	<p>前条の規定により障害年金の支給を停止されている者</p>	<p>組合員である障害年金の受給権者</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第百九条</p>	<p>五十円</p>	<p>五十銭</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第百九条</p>	<p>五十円</p>	<p>五十銭</p>

十年地共済改正  
法附則第一百七  
七条

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済令及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十一年地共済経過措置政令をいう。以下同じ。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>なお効力を有する改正前地共済令第一条</p>	<p>国の旧法」若しくは「国の新法」</p>	<p>法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ</p>
<p>地方公務員等共済組合法（以下「法」という</p>	<p>国（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ</p>	
<p>国の旧法若しくは国の新法</p>	<p>国の旧法</p>	
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の二第三号</p>	<p>国の新法</p>	<p>国の新法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の</p>	<p>限る。及び第十一条の七の四（同条第五号に係る部分に限る。）及び第十</p>	<p>限る</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の三第一項第八号</p>	<p>限る。及び私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の七の四（同条第五号に係る部分に限る。）及び第十</p>	<p>限る</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の三第一項第一号</p>	<p>法第八十一条第七項（法第九十二条第四項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十六条第六項（適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の二第四号</p>	<p>私立学校教職員共済法</p>	<p>私立学校教職員共済法（平成二十四年一元化法附則第七十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）</p>
<p>昭和三十九年国改正法</p>	<p>昭和三十九年国改正法</p>	<p>昭和三十九年国改正法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律をいう。以下同じ。）</p>
<p>昭和三十九年国改正法</p>	<p>昭和三十九年国改正法</p>	<p>昭和三十九年国改正法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律をいう。以下同じ。）</p>

<p>三第一項第十号 なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の三第一項第十一号</p>	<p>分に限る 第二十三条の六第二項 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正後の第二十三条の六第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の十五第一項第二号</p>	<p>第四十五条及び第四十六条 国の新法第七十七条第四項 平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の十五第一項第三号</p>	<p>私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国の新法第七十七条第四項 第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項</p>	<p>法第百七条第二項に規定する離婚特例適用請求（以下「離婚特例適用請求」） 平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第七十八条の二第二項に規定する標準報酬改定請求（以下「標準報酬改定請求」という。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の</p>	<p>法第百七条の三第三項 離婚特例（法第百</p>
<p>標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間（</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p>

<p>第二十一第一項第一号</p>	<p>五条第一項に規定する離婚特例をいう。以下この条において同じ。）が適用された場合</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組合員等期間に係るものに限る。以下同じ。）の改定又は決定が行われた場合（以下この条において「標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合」という。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の第二十一第一項第二号</p>	<p>法第七十九条第三項 離婚特例が適用された場合 組合員期間及び</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の第二十一第一項第三号</p>	<p>法第七十七条の三第一項 離婚特例が適用された場合 組合員期間及び</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の第二十一第一項第四号</p>	<p>法第七十七条の三第一項 離婚特例が適用された場合 組合員期間及び</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有す</p>	<p>法第七十七条の三第</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p>



九号	組合員期間及び 法第七十九条第三 項	旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十号	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三 項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十二号	離婚特例が適用された場合 離婚特例適用請求 組合員期間 法第七十九条第三 項	標準報酬改定請求 旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十三号	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三 項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十三号	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三 項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項



なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十九号	組合員期間及び 法第七十七条の三第一項 離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	旧地共済施行日前期間及び 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項	
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第二十号	組合員期間及び 法第七十七条の三第一項 離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項	旧地共済施行日前期間及び 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項	
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第二十一号	組合員期間及び 法第七十七条の三第一項 離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	旧地共済施行日前期間及び 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項	
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十二の見出し	離婚特例が適用された者 法第七十九条第三項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた者 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	
なお効力を有す	法第七十七条の三第一	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により標準報酬月額（第七十七条の四第一項に規定す	

<p>る改正前地共済令第二十六條の二十二の表法第七十八條第一項の項</p> <p>項及び第二項の規定により第五條第一項に規定する離婚特例が適用された</p>	<p>る標準報酬月額をいう。第九十條第六項において同じ。）及び標準賞与額（第七十條の四第一項に規定する標準賞与額をいう。第九十條第六項において同じ。）の改定又は決定が行われた</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十二の表法第九十條第六項の項</p> <p>第七十條の三第一項</p> <p>掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額</p> <p>第五十條第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項</p> <p>改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十二の表法第四十五條の項</p> <p>国家公務員共済組合法</p>	<p>国の新法</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十七</p> <p>前條第一項及び第二項とあるのは「同條第二項及び第三項」と、「離婚特例が</p>	<p>第七十八條の六第一項及び第二項</p>
<p>特定離婚特例が」と、「対象期間」とあるのは「特定期間（同條第一項に規定する特定期</p>	<p>第七十八條の十四第二項及び第三項</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第七十八條第一項</p>	<p>な お効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第七十八條第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第二項</p> <p>標準報酬月額（第七十七條の四第一項に規定する標準報酬月額をいう。第九十條第六項において同じ。）及び標準賞与額（第七十七條の四第一項に規定する標準賞与額をいう。第九十條第六項において同じ。）の改定又は決定が行われた</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二條第一項第三号の項</p>	<p>な お効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二條第一項第三号の項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第四條第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間に限る。）</p>
<p>な お効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二條第一項第三号の項</p>	<p>な お効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二條第一項第三号の項</p>	<p>被扶養配偶者みなし組合員期間</p>
<p>な お効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二條第一項第三号の項</p>	<p>な お効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二條第一項第三号の項</p>	<p>離婚時みなし組合員期間</p>
<p>な お効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二條第一項第三号の項</p>	<p>な お効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二條第一項第三号の項</p>	<p>第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保険者期間</p>
<p>な お効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二條第一項第三号の項</p>	<p>な お効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二條第一項第三号の項</p>	<p>第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間</p>

<p>の項 なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十八の表法第九十条第六項の項</p>	<p>第七百七条の七第二項 掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十七条第三項及び第四項</p>	<p>法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項 法第九十二条第一項若しくは第五項</p>	<p>法附則第二十五条の五第一項若しくは適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項 適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二十四項</p>	<p>第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項並びに第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項及び第七十六条第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条</p>	<p>第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項</p>	<p>及び適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項</p>

の二十第五 項	なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の五第一項	法附則第二十六条第一項	法附則第二十六条第二項
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項	特定離婚特例適用請求 同項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する請求（以下「特定離婚特例適用請求」という。） 法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第一号及び第二号	法第七十九条第三項 特定離婚特例が適用された場合 組合員期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第三号	特定離婚特例が適用された場合 組合員期間	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条	法第七十九条第三項 特定離婚特例が適用された場合 組合員期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条	法第七十九条第三項 特定離婚特例が適用された場合 組合員期間	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合



<p>の十二の二第一 項第十号</p>	<p>二項 特定離婚特例が適 用された場合</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令附則第三十条 の十二の二第一 項第十一号から 第十三号まで</p>	<p>法第七十九条の七第 二項 特定離婚特例が適 用された場合 組合員期間</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項  標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合  旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令附則第三十条 の十二の二第一 項第十四号</p>	<p>法第七十九条第三 項 法第七十九条の七第 二項 特定離婚特例が適 用された場合 組合員期間</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項  改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項  標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合  旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令附則第三十条 の十二の二第一 項第十五号</p>	<p>法第七十九条第三 項 法第七十九条の七第 二項 特定離婚特例が適 用された場合 組合員期間</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項  改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項  標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合  旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 令附則第三十条 の十二の二第一 項第十六号</p>	<p>法第七十九条第三 項 法第七十九条の七第 二項 特定離婚特例が適 用された場合</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項  改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項  標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>

	組合員期間	旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十七号	法第七七条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十八号から第二十一号まで	法第七七条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済令附則第七十四条の三	法第七七条の三第三項 離婚特例が適用された者	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた者
なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二十条第一項第一号	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第八号。以下「昭和六十一年改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする
なお効力を有す	昭和六十一年改正法	昭和六十一年改正法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するも

<p>な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 昭 和 六 十 一 年 地 共 済 経</p>	<p>な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 昭 和 六 十 一 年 地 共 済 経 過 措 置 政 令 第 二 条 第 一 項 第 五 号</p>	<p>な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 昭 和 六 十 一 年 地 共 済 経 過 措 置 政 令 第 二 条 第 一 項 第 三 号</p>	<p>な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 昭 和 六 十 一 年 地 共 済 経 過 措 置 政 令 第 二 条 第 一 項 第 二 号</p>
<p>昭 和 六 十 一 年 政 令 第 五 十 七 号</p>	<p>い う 昭 和 六 十 一 年 政 令 第 五 十 七 号 と い う 。第 一 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 施 行 令 （昭 和 三 十 七 年 政 令 第 三 百 五 十 二 号）を</p>	<p>昭 和 六 十 年 改 正 法 第 二 条 の 規 定 に よ る 改 正 後</p>	<p>昭 和 六 十 年 改 正 法 第 二 条 の 規 定 に よ る 改 正 後</p>
<p>地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 施 行 令 の 一 部 を 改 正 す る 等 の 政 令 （昭 和 六 十 一 年 政 令 第 五 十 七 号）</p>	<p>平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 六 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 施 行 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 等 の 政 令 （平 成 二 十 七 年 政 令 第 三 百 四 十 六 号）第 一 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 施 行 令 （昭 和 三 十 七 年 政 令 第 三 百 五 十 二 号）を い い、平 成 二 十 七 年 經 過 措 置 政 令 第 十 四 条 第 二 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 規 定 に あ つ て は、同 項 の 規 定 に よ る 読 替 え 後 の も の と す る</p>	<p>平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 六 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 百 一 条 の 規 定 に よ る 改 正 前</p>	<p>の と さ れ た 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 百 二 条 の 規 定 （平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 一 条 第 三 号）に 掲 げ る 改 正 規 定 を 除 く。に よ る 改 正 前 の 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （昭 和 六 十 年 法 律 第 百 八 号）を い い、平 成 二 十 七 年 經 過 措 置 政 令 第 十 四 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 規 定 に あ つ て は、同 項 の 規 定 に よ る 読 替 え 後 の も の と す る。以 下 同 じ。）</p>

<p>過措置政令第二 条第一項第六号</p>	<p>なお効力を有する 改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第六 条第三項</p>	<p>当該期間における 国家公務員等共済 組合法等の一部を 改正する法律の施 行に伴う経過措置 に関する政令</p>	<p>当該期間における平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令</p>
<p>なお効力を有する 改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第十 五条第二項</p>	<p>新共済法第八十一 条第七項又は第八 項の規定により新 共済法第八十条第 一項に規定する加 給年金額の支給が 停止される場合 （新共済法第八十 一条第七項又は第 八項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替後のものとする。以下同じ。）第四十六条第六項又は平成二十七年経過措置政令第二十二條の規定により新共済法第八十条第一項に規定する加給年金額の支給が停止される場合 （平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十六条第六項又は平成二十七年経過措置政令第二十二條 適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項</p>	
<p>なお効力を有する 改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第十 九条第三項</p>	<p>新共済法第八十二 条第一項 地方公務員等共済 組合法等の一部を 改正する法律の施 行に伴う経過措置 に関する政令</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令</p>	

	<p>同法</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第二十五条第一項</p>	<p>新共済法第九十二条第四項 新共済法第八十一条第七項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項 適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第二十五条第四項</p>	<p>及び第九十三条第一項並びに 新共済法第九十三条第一項</p>	<p>並びに 適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第四十八条第一項</p>	<p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第八十一条第七項</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第四十六条第六項</p>
<p>退職共済年金若しくは障害共済年金又は同項に規定する退職、老齢若しくは障害を給付事</p>		<p>老齢厚生年金、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の四第一項の表附則第二十一条第一項の</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の四第一項の表附則第二十条第二項の項</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八条の四第一項</p>
<p>新共済法第百五十五条第一項</p>	<p>（ 通算退職年金の額</p>	<p>由 新共済法第百七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者（前条の規定により施行日前の組合員期間に係る掛金の標準となつた給料の額に係る特例が適用された者を含む。次項において同じ。）</p>
<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項</p>	<p>通算退職年金の額（平成二十七年経過措置政令第十四条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二条の規定による改正前の</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条第一項に規定する標準賞与額をいう。以下同じ。）が改定され、又は決定された者</p>

<p>項 なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八條の四第二項の表以外の部分</p>	<p>新共済法第七十七條の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八條の七第一項</p>	<p>退職年金等 前条第一項の規定により換算給料額の特例が適用された 換算給料特例適用請求</p>	<p>退職年金等（退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金をいう。以下同じ。） 改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項の規定により標準報酬月額の改定又は決定が行われた 改正後厚生年金保険法第七十八條の二第二項に規定する標準報酬改定請求</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八條の七第一項</p>	<p>第一号換算給料特例適用者 昭和六十一年改正法 第一号換算給料特例適用者の換算給料額 離婚特例割合 分割対象期間</p>	<p>第一号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八條の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。） 昭和六十一年改正法 第一号改定者の改定前の標準報酬月額 改定割合（改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項第一号に規定する改定割合をいう。以下同じ。）</p>
<p>なお効力を有する第二号換算給料特</p>	<p>みなして</p>	<p>分割対象期間（対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八條の二第一項に規定する対象期間をいう。）に係る組合員期間をいい、退職年金等の額の算定の基礎となる部分に限る。次号において同じ。） みなして平成二十七年経過措置政令第十八條第一項の規定により読み替えて適用する 第二号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八條の二第一項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ</p>

<p>る改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第七 十八条の七第一 項第二号</p>	<p>例適用者 離婚特例割合 第一号換算給料特 例適用者の換算給 料額</p>	<p>。) 改定割合 第一号改定者の改定前の標準報酬月額</p>
<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第七 十八条の七第三 項</p>	<p>みなして 第二号換算給料特 例適用者 第一号換算給料特 例適用者が 新共済法第七七条 の三第一項第一号 に規定する第一号 特例適用者の掛金 の標準となつた給 料の額を第一項第 二号に規定する第 一号換算給料特例 適用者の換算給料 額とみなして、同 号</p>	<p>第一項第二号 第一号改定者が</p>
<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第七 十八条の九の表 以外の部分</p>	<p>新共済法第七七条 の七第二項及び第 三項の規定により 特定離婚特例（同 条第一項に規定す る特定離婚特例を</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が 改定され、又は決定された</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第七十八條の九の表附則第十六條第一項の項</p>	<p>いう。)が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間(旧地共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四條第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。)に係るものに限る。以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。)</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第七十八條の九の表附則第二十一條第一項の項</p>	<p>新共済法第七條の七第一項に規定する特定組合員</p>	<p>組合員又は組合員であつた者</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第七十八條の九の表附則第二十九條第一項の項</p>	<p>新共済法第七條の七第四項の規定により組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間</p>	<p>被扶養配偶者みなし組合員期間</p>

3 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち障害共済年金についてなお効力を有する改正前地共済法その他の法令の規定を適用する場合には、改正前地共済法第八十四條第二項に規定する障害等級の第一級、第二級又は第三級は、それぞれ第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第二條第三項に規定する障害等級の第一級、第二級又は第三級とみなす。

○ 平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）  
（抄）

平成三十年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令

平成三十年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二〇
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二三〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二二五六
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二二六二
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二二六二
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二二六八
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二二七八
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二二八九
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二二九〇